平成２９年（フ）第１３０３号
埼玉県鴻巣市赤見台４丁目11番５－101号
アイランドハイツＢ
債務者　大内　礼子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２７号
埼玉県川口市領家３丁目４番20号
債務者　岡田　高男
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３１号
埼玉県志木市柏町４丁目６番10－205号
債務者　津田　直毅
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９２号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町１丁目５番地の５
コーポ高橋５号
債務者　廣澤　高幸
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４０３号
さいたま市見沼区丸ヶ崎町29番地20　グレイスコート203
債務者　今本美代子（旧姓胸組）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２６号
さいたま市北区宮原町２丁目77番地18　シャトーモンテーニュ大宮406、旧住所東京都目黒区大橋２丁目12番９号　パレスＫＹ302
債務者　安藤　真穂（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２８号
さいたま市見沼区大字南中丸137番地９
債務者　石川　陽子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４３６号
埼玉県桶川市若宮１丁目８番30－102号
債務者　神田由加里
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４２号
埼玉県新座市野火止３丁目８番32号　込戸ハイツ２　107号室
債務者　鈴木　尚美
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３２号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目46番19号
債務者　堀内美佐子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４３５号
相模原市中央区鹿沼台２丁目４番15号　ヒサコハイツ401
債務者　鬼塚　靖彦
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４３９号
神奈川県座間市相模が丘３丁目65番２号
エーデルハイム相模が丘Ａ101号
債務者　鷲頭麻寿子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４４１号
相模原市中央区上溝4128番地１　リバティ上溝401
債務者　刑部　静子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第９３０号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番11－304号
債務者　髙田　浩規
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９３７号
大阪府羽曳野市郡戸423番地の８
債務者　都田真紀子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９４０号
大阪府藤井寺市林２丁目６番46－105号
債務者　足立　　晃
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９４７号
大阪府羽曳野市伊賀１丁目18番４号
債務者　中内　大樹
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係